

体育部活動振興会会計規定（案）

熊本市立城南中学校

- 第1条 この規定は、熊本市立城南中学校部活動振興会（以下、本会という）の収支基準を定める。
- 第2条 体育部に入部と同時に本会への入会となり、入会届け用紙に記入の上、入会費5,000円を添えて申し込むこと。
- 第3条 本会の収入は、その入会費と熊本市中学校体育部活動振興会からの補助金及び、寄付金などをもって充てる。
- 第4条 各支出の基準は次の通りとする。
- 1 還元費は、各部への還元金として支出する。これは、各部の用具や大会参加費、生徒旅費補助等に充てる。（5月入会費総額25%前後を充て、一律割額と人数配当によって還元する。）
 - 2 登録費は、各部の県及び市協会への登録費を全て支出する。
 - 3 用具費は部活動全体として用具代、及び修理費などに充てる。
 - 4 指導諸経費は、1・2・3学期に分けて支出する。熊本市部活動振興会会計規定に沿って指導諸経費の範囲で支給する。（用具・ユニホーム・ガソリン代・駐車場代等）
 - 5 会議費は、部活動振興会会議費・総務会議・監督会議費の補助として支出する。
 - 6 研修費は、熊本市中学校体育部活動振興会への参加費として支出する。
 - 7 負担金は、熊本市中学校体育部活動振興会への負担金と寄付金を支出する。
 - 8 事務費は、入会届け用紙の印刷代、事務運営上必要な用品代等に充てる。
 - 9 慶弔費は、本会員・役員・指導者の活動災害での入院見舞金等に充てる。
 - 10 遠征費は、上部大会（県大会以上）への出場補助金として支出する。
その補助基準は、次の通りとする。但し、その残金は、九州・全国大会補助金として積み立てていくものとする。

「生徒」

○県大会（熊本市以外）※中体連主催、及び共催の大会に限る。

日帰り・・・個人2,000円 チーム10,000円

宿泊・・・個人5,000円 チーム30,000円

○九州大会（沖縄は全国大会に準ずる）

宿泊・・・個人10,000円

○全国大会（沖縄も含む）

宿泊・・・個人10,000円

※登録メンバーのみの遠征費補助とする。

※九州大会・全国大会のチーム出場については、その都度事務局で検討し、会長・顧問の承認によって遠征費より補助する。

「指導者」

○県大会（熊本市以外）以上の大会で、教職員が出張取り扱いにならない場合その実費を補助する。

11 予備費は、各項目の不足分に充てる。

12 その他の経費については、その都度事務局で検討し、必要な場合は、会長の決議により支出する。

第5条 第1条から第4条の規定以外の事項については、その都度事務局で検討、監督会議で協議し、会長の決裁を受けて決定する。

付則

第1条 この規定は、昭和60年4月1日より適用する。

第2条 昭和62年4月28日、定期総会にて一部改正。

第3条 平成5年4月20日、定期総会にて一部改正。

第2条 平成29年4月28日 定例総会にて一部改正。

第4条 10 令和3年4月30日 定例総会にて一部改正。